

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 期末手当の減額支給

各議院の議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、当分の間、各議院の議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に百分の三十を乗じて得た額に相当する額を減すること。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第十八項及び第十九項関係)

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則関係)